

答 申 書

守口市長 瀬野 憲一 様

守口市公正職務等審査委員会

委員長 板垣 善雄

委員 各務 晶久

委員 越田 英理

答 申 の 趣 旨

当委員会は、審査の結果、下記のとおり勧告する。

記

教育委員会内において、今後の業務改革を円滑に進めるためにも、教育長と各部署間、及び各部署の間においても、お互いの職責に配慮しながら意見交換、情報共有などのコミュニケーションを更に図るべきである。

答 申 の 理 由

第1 本件申出事案の趣旨

本件申出は、令和6年度に申出者が教育長の部下として教育委員会で勤務していた際に、教育長の言動や行動について精神的負担を受けたとして申し立てたものである。申出の内容は、主として次の点に整理される。

1 事務分掌の見直しについて

教育長が教育委員会事務局4課に対し、事務分掌の見直しについて意見を求めた。

申出人が部下とともに教育長に説明をしたところ、「何を考えているか分からない、申出人の所属は何をする課なのか」と問われた。さらに部下から説明をするも、全く理解・納得することなく、説明をまともに聞いてくれなかった。

その上、部下を退席させたうえで、申出人に対し以下の発言をした。

「大丈夫か」「申出人ほんと、どうしたの」「何を考えている。」「申出人の所属はどうしてみんな後ろ向きなのか」「やる気がないのか」「仕事を減らしたら、職員何人減らすの」「その仕事量やったら総務課は1人でできるやろ」「1人で無理なら教育委員会全職員に兼務辞令を出す」

2 事務分掌の見直しに係る資料

1の事務分掌の見直しに関し、教育委員会学校教育課長が作成した資料には、次の内容が記載されていた。

「管理スパンが大きすぎるため課長（学校教育課長）として業務が十分に回らない危険な状態、課員2名とともに教育総務課へ」

また、教育総務課事務分担についての教育長作成と思われる資料には、次のコメントが記載されていた。

「教育総務課の業務が広範多岐にわたり、オーバーワークに（R6）。そのため、企画立案や事務局内の総合調整、業務改善まで手が回らず。結果として教育長、教育監が担っていた現状あり。」

3 水泳指導の在り方について

教育長から、既存プールの運営では膨大な経費がかかるという主旨の案（例えば、プール全体に屋根をつける等により高額な施設維持・修繕費を要する、といった案）を出すよう求められた。申出人はこれに対し、費用対効果も含め、既に方針は市長を含めた協議により決まっているため、新たな積算は不要と意見したが、学校教育課長から「教育長の指示だ。だから、教育監と次長に相談しているのだから、じゃ、他の案を示してくださいよ。」と言われた。

4 水泳指導視察の実施の不伝達

市長、副市長、正副議長を含む全議員及び企画財政部に対し案内を出していた水泳指導視察の実施を全く知らされていなかった。

5 目的外使用許可のシステム化について

令和6年11月12日に、教育長からシステム化の検討について、「私がやろうか」と言われる。申出人は、「私がやります。」と返答した。

同日に教育長から担当者2名とヒアリングを行いたいと指示があったため、両名に伝えた。

同月15日に、申出人が休暇を取得していたところ、担当者からロゴチャットで次のとおり報告があった。

「お休みのところ申し訳ございません。報告事項です。昨日からの続きで、先ほども教育長に目的外の説明をしたのですが、その際に教育長にも渡した令和5年度の使用料実績のデータと、申請書類関係一式（登録、使用申請、使用料還付）のデータが欲しいと言われました。令和5年使用料実績は、紙で渡した部分のデータのみ教育長にお渡ししておきます。あと、教育長が「私はこの事務を改善したいと思っている」とおっしゃられたので、「それについては私も次長に相談していて、次長にも色々と考えていただいています。」と答えたら、教育長が「私が改善を考えるということを次長に話しています」と返されました。」

その後、教育長の招待で、教育長と職員3名のロゴチャットグループが登録され、申出人は除外されていた。同ロゴチャットグループ上で、「申出人を含めて日程調整をさせていただきます。」とのやり取りを最後に、やり取りが無くなっていたが、その後、この件に関して何らかの会議が開かれたことは無かったようだ。

6 総合教育会議の資料作成と当日説明

(1) 総合教育会議の資料作成

目的外利用申請システム化に関する総合教育会議の資料について、修正前は、次のとおり記載されていた。

「学校施設の目的外使用による使用料を、地域部活動の運営に充てるなどの方策を研究（現状、多くのケースで使用料が減免→有料化など）」

これについて、担当者3名と議論をした。申出人は、「保護者負担と目的外使用料は別で議論すべき、これまでのコミュニティ施設の関係や議会対応もある。あまりにも稚拙で乱暴な進め方であり、この資料では教育長、教育監が了としても、私は認めることができない」と発言した。

その際、担当者のうち1人から「教育長からの指示です。」と発言があった。

結果、次のとおり修正した。

（地域部活動の運営に対し）「負担軽減に資するよう、教育委員会としての歳入確保の方策を検討」

(2) 総合教育会議の当日説明

令和6年11月25日の総合教育会議当日、教育委員からの「方策案は」との質問に対して、教育長自らが議論の末に削除した内容を口頭で説明され、事前の検討等が全く意味をなさなかった。大変、驚き、怒り、あきらめの気持ちになった。

7 目的外利用申請システム化についての会派説明

12月議会で議員からの一般質問が通告された直後、本会議開催前に教育長単独で当該議員のところへ赴き、次のとおり説明した。

「良い質問をしていただき、ありがとうございました。実は、今後、目的外利用申請のシステム化を考えています。現在、その事務を2人の職員が半月ほど手を取られている。システム化すれば人件費も浮き、その財源を活用して地域移行の補助…」

教育委員会事務局内で結論の出ていない内容を、教育長が独断で（次長兼担当課長である申出人を無視して）根回しを行っていた

8 目的外利用申請システム化についての校長会、教頭会における説明

教育長が校長会及び教頭会で次のとおり挨拶をした。

「先月開催の総合教育会議で部活動の地域移行、水泳指導、働き方改革、今後の方向性を議論した。部活動での実践研究では、部費、会費がネック。そこで、目的外使用の際、ほとんど免除となっていることの見直しや、学校施設の指定管理者による管理など、教育委員会として歳入方策を検討となった。先月、こうしたことの実証研究を進めている経済産業省と協議した。今後、モデル校としてお願いすることも。ご協力を。」

9 目的外利用申請システム化に関する2月議会、福祉教育委員会当日の質問及び答弁

(1) 議員との対応

議員 システムの進捗は。

申出人 めばしいものがない。引き続き、調査・検討する。

議員 システム改修と並行して、学校で許可書を配布できないのか。働き方改革のため、学校では配布できないのか。

申出人 働き方改革とは関係ない。これまで学校に対しての説明は行ってこなかった。校長会、教頭会等を通じて、学校での配布について提案、協議を進めていきます。

上記7の教育長自身の行動もあり、教育長は、申出人が「システムを構築します。」「許可書はメールで送付します。」と答弁しないことにいら立っていた。委員会終了後すぐに、教育長が質問議員のもとへ伺い、「私のいら立ちをわかってくれますよね、何度指示しても対応してくれないんです。」と、部下が指示に従わない旨の愚痴を議員に伝えた。

(2) 利用許可書の対応

利用許可書は令和7年5月からメール配信されているが、処理事務の増加により職員の超過勤務が増加していた。学校で配布すればよい事案だと教育長と職員に訴えてきたが、校長や教頭から理解を得ることができないとの一言で検討されなかった。

10 式典開催情報の不伝達

次長・総務課長としてリニューアルの応援体制の支援などを行ってきたが、市長、副市長が出席される錦中、金田小学校でのリニューアル、図書館のお披露目式の実施を全く聞かされていなかった。

11 人事異動情報の不伝達

令和7年2月3日の教育委員会定例会で令和7年4月1日異動の内容を初めて知った。

なお、教育委員会定例会への「学校長等任命の内申案について」の提出起案時には、「資料は秘密会開始前に配付するとともに、会議終了後回収する旨、教育長の下承をいただいています」とのことで、起案決裁時にも内容は伏せられており、内容の確認もできていなかった。

通常であれば、内容のわからない起案で決裁すべきものではなかったが、「13 教育関係団体との協定書締結」の件もあり、意見できなかった。

12 不祥事情報の不伝達

令和6年4月に申出人が教育委員会に異動した当初は、守口市教職員の不祥事について内容や対応について相談・報告を受けていたが、年度途中から報告が無く、教育委員会定例会等の秘密会等で初めて知るようになった。なお、配付された資料も回収されるため、申出人の手元には何も残らなかった。

13 教育関係団体との協定書締結

令和6年9月27日の教育委員会定例会終了後の教育委員への報告で、教育団体提案の「企業版ふるさと納税で公教育支援」について、協定書締結の予定であること及び令和7年4月からの講師派遣事業を実施することの報告があった。

申出人は、その数か月前に協定締結について担当職員から相談を受けていたが、「事業内容を見直さなければ事業実施は不可」と伝えていた。ところが、その後何のやり取り、報告も無いまま、いきなり定例会で報告を聞くことになった。

その後、令和6年9月26日に協定書の締結が起案され、申出人に回付された。

申出人は「締結後の取組みに疑問を抱く」として9月28日付けで却下するも、教育長及び職員から了解を得たとのことで、申出人休暇中の10月2日に締結式が執り行われていた。

締結式終了後の10月7日に、却下した締結起案について「協定締結後の「協働する事項」については十分な調査・研究・精査のうえ疑義のない効果的な取り組みを行うことを前提に承認します。」との意見を付して、やむを得ず事後決裁を行った。

14 民間業者との面談

学校施設有効活用（指定管理）の説明で民間業者が来庁した。

教育長から申出人には一切声掛け無しで、申出人の部下に同席するよう指示があった。

15 適応指導教室の拡充

令和7年2月17日に、令和7年度予算の議会会派説明時、議員から教育センターに対し、「いつになったら南部や中部に適応指導教室をつくるのか、何年も前から言ってきた。」との質問があり、申出人が「具体は申し上げられないが、現在、調査をしている（この地点で保健センターで場所の確保ができないかの相談があり、現地確認をした直後であったため）と答えた。

教育長と職員が議員控室に出向き、議員に対し南部（樟風中学校）にも適応指導教室を作りますと説明した。

相変わらず部内で協議されていないことを、教育長と職員独断での行動だった。申出人は当然のこと、上司も認識が無かったようだ。

※2月21日午前9時30分 部課長会議で職員から樟風中学校に適応指導教室を作りますとの発言あり。教育委員会事務局内の議論は無く、認識が無かったのは申出人と上司だけなのか、若しくは申出人のみが外されただけかもしれない。

16 仮設校舎賃貸借契約書における固定資産税負担にまつわる事務ミスの処理

(1) 事案の判明（令和6年10月29日）

仮設校舎賃貸借契約における守口小仮設校舎の固定資産税等の税負担は、所有者である契約相手方であるべきだが、契約書に「公租公課（不動産取得税、都市計画税、固定資産税）は市負担」となっているために、市が負担せざるを得ないことが判明した。

(2) 教育長の指示（令和6年11月初旬）

教育長に報告すると、契約相手に税負担をさせるよう交渉せよ、と指示があった。

(3) 第1回交渉（令和6年11月20日）

契約相手方の担当課長と担当者が対応。来庁

契約書どおりの対応しかできない。公租公課は市の負担となっていたので、その見込み額程度は応札時に減額していると相手方に言われた。

教育長へ報告したところ、「1回ぐらいの交渉で引き下がらないでください。大きい金額がかかっている。先方の担当者は所詮いち営業マンだろう。もっと上に働きかけるべき。（教育長は）府で長いことやってきたので、そういう智恵はある。」との趣旨の発言、再度の交渉を指示された。

申出人は、「契約書が全てです。先方はいち営業マンかも知れませんが、先方から見たら私もいち次長に過ぎないかもしれません」と述べた。

(4) 第2回交渉（令和6年12月2日）

契約相手方の営業所長と担当課長が対応。契約相手方の会社を訪問

11月20日の交渉と同意見により「当社として負担できない」と回答された

。

(5) 教育長への説明

公租公課を市が負担することになった経過等の資料を作成し、説明するも、教育長は、「全く内容がわからない」と述べ、5回程度資料の作り直しの指示があった。しかし、申出人からすると、なぜ理解いただけないのかが全く理解できなかった。

また、勝手に市長・副市長に説明に行かないよう指示があり、資料修正を

繰り返し、第2回交渉後の令和6年12月12日によろやく市長・副市長に報告した。

17 民間企業との協定締結

民間企業の社長、従業員が来庁し、教育委員会は教育長その他担当職員5名（申出人含む。）が対応した。

民間企業の訪問の目的は、デモ事業（顔認証で絵文字を作成できるサービス）の導入依頼のためであった。デモ事業を実施するために令和6年12月3日に協定書を締結する運びとなる。申出人及び担当職員は、サービス内容からあまり必要性を感じなかったが、教育長の指示により締結することとなった。

この日、教育長から担当職員に、民間企業の方との食事会をセッティングするよう指示があった。通常、民間企業との食事会のセッティングなどあり得ないと疑問しかなく、申出人から担当職員に意見したところ、最終的に食事会は中止となった。

18 学校の夜間電話委託廃止

学校の夜間電話の委託は廃止してもいいが、周知と経過措置で2年はかかる旨を担当者が述べた。

申出人は、システムで保護者へは一括で周知できるため、直ちに廃止すべきという旨を述べた。

しかし、教育長は事業継続の意向であり事業は継続することとなった。

19 地域部活動の制度改正の中止

地域運動部活動の取組みについては、学校教育課内で様々な議論がなされ、試合等に学校教職員が引率せず、地域運動活動をされているコーチ等で対応できるように制度改正し、学校現場に周知した。

しかし、教育長の判断で、直近の教育委員会定例会において「十分な調査ができておらず、地域活動されている方への配慮が足らず、この取組みはやめます。」との趣旨の説明が担当職員からあった。

「18 学校の夜間電話委託廃止」もそうだが、調査・議論・結論等がなされた内容であっても、教育長の判断で一瞬で覆る。

20 必要のない前泊への公費支出

令和6年2月7日 午後1時30分～に東京で開催される市町村教育委員会研究協議会への出張について、申出人は前泊は不可能であると教育長に伝えたが、公費で前泊を行った。前泊の目的は、2月6日午後4時からの民間企業社長への訪問だったと思われる。

21 専門職員との食事会

専門職員4～5人程度と教育長室でランチをしていた。所属長に確認するも、前日に該当する職員から教育長のお誘いの食事会の開催を知ったとのことだった。

教育長の立場で、限定された職員を教育長室でランチに誘うのはいかがか。断りたくても断れない場合もある。近似の事例を懲戒処分した直後である。これらを踏まえ、回数など頻度の問題ではないと思い、ランチ会のことを上司に報告した。

第2 審査の経過

1 本件に先立ち総務部長から教育長に対する申出においてなされた要望を契機に教育委員会全職員を対象にアンケート調査が実施され、その結果、本件申出がなされた。

2 調査及び審議の経過は以下のとおりである。

令和7年7月30日午前10時から本件につき審議した。

令和7年8月22日午前10時から本件につき審議した。

令和7年9月22日午前10時から本件につき審議した。

令和7年10月2日午前10時から本件につき元教育監及び元教育センター長から事情を聴取のうえ審議した。

令和7年10月22日午前10時から本件につき審議した。

令和7年10月30日午前10時から本件につき審議した。

令和7年11月22日午前10時から本件につき審議した。

令和7年12月25日午前10時30分から本件につき申出者と対象者の口頭意見陳述を実施した。

令和8年1月15日午後1時から本件につき審議した。

令和8年2月5日午前10時から本件につき参考人3名から事情を聴取のうえ審議した。

令和8年2月25日午後3時から本件につき審議した。

令和8年3月13日午後3時から答申についての審議を行った。

令和8年3月23日午後3時から答申についての審議を行った。

第3 調査結果及び判断

1 事務分掌の見直しについて

提出された書面、当事者の意見ないし供述からは、教育長は申出人に対し、「大丈夫か」「ほんと、どうしたの」等と発言したことは認められるが、その他の発言については、教育長は当該発言を行った事実を否認しており、他に当該発言があったと認めるに足りる証拠がないため、発言自体の存在は不明と言わざるをえない。

教育長の発言は、余人を排し二人きりの状況でなされたものであり、発言者の身振り、声の大きさや抑揚等の発言状況が不明である。「大丈夫か」「次長ほんと、どうしたの」という発言については、言葉自体は通常相手の状況、若しくは体調を確認するものと考えられるから、暴言とは認められない。

2 事務分掌の見直しに係る資料

各課の事務分掌の見直しについて業務上作成された資料に記載された「教育総務課の業務が広範多岐にわたり、オーバーワークに（R6）。そのため、企画立案や事務局内の総合調整、業務改善まで手が回らず。結果として教育長、教育監が担っていた現状あり。」の文言は、現状の業務を改善する必要があるとの認識が記載されたものであり、業務が十分に回らない状態を申出人の責め

に帰す趣旨の記載とまでは解することはできない。

また、事務分掌の見直しに取り組む状況下では、各部署の問題点、改善すべき点が明らかにされる必要性が存在したと推認され、そのような状況下では当該記載が業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものと認めることもできないため、当該資料の記載が、教育長から申出人に対するパワーハラスメントであるとは認められない。

3 水泳指導の在り方について

調査の結果得られた資料、当事者及び参考人らの証言からは、教育長が申出人に対し、既存プールの運営では膨大な経費がかかるという趣旨の案を出すように求めたことが認められる。この点教育長は、近年の猛暑で水泳の授業が度々中止、延期になっていること、維持管理業務が教職員の負担になっているという学校の事情に加えて、プール施設を維持するには、相当の費用がかかり、特に熱中症対策は子どもたちの安全にかかわるため、外部施設利用が実現するまでに安全対策を施すか、或いは、利用時期を早める理屈に当該案を使おうとしたと主張している。

申出人の主張どおりの水泳指導の方針が概ね決定していたとしても、児童の安全対策を講じる必要性を考慮した上での教育長の指示が、業務上必要性相当性がない指示であるとは認められない。

4 水泳指導視察の実施の不伝達

当該水泳指導視察の実施が申出人に伝達されなかった事実は認められるが、教育長が申出人に伝達しないよう指示を行った事実については、これを認める証拠はないため不明である。

5 目的外使用許可のシステム化のロゴチャット

教育長は教育長自身が作成した教育長、教育監他2名、合計4名で登録された課内のメッセージツールであるロゴチャットに申出人を参加させなかった理由について、「ロゴチャットは資料のやり取りのためのもの。現状を一番分

かっている担当者を入れた。申出人をわざわざ外す意図はなかった」と主張しているが、「（教育長が）わざと外したのかな？と感じた」という参考人の意見もあった。

両当事者及び参考人らの意見から、作成されて以降、結局当該ロゴチャットを介したやり取りはほぼ発生しなかったことが認められる。

また、参考人の意見によると、学校施設の目的外利用申請のシステム化については申出人も加わった会議が複数回行われたことが認められるから、教育長が当該業務からことさら申出人を排除して意思形成を行おうとしていた事実までは認められない。

6 総合教育会議の資料作成と当日説明

学校施設の目的外使用の料金を徴収し、これを地域部活動の運営費に充てる方策の実現可能性、実現手続きの難度について、申出人と教育長との間で認識、意見が対立したことが認められる。

しかし、両当事者、参考人らの聴取によると、学校施設目的外使用に関する業務自体から申出人が除外されていた事実は認められない。また、目的外使用の料金の徴収について今後変更しないことが教育委員会内で終局的な結論が出された事実も認められない。

職場内で何らかの業務の変更、改革を検討する際には、意見の対立が生じることは通常のことであり、教育長の総合教育会議での発言も教育委員会内での終局的な結論を述べたものではないため、教育長の発言が業務上の必要性がなく相当な範囲を逸脱したものとは認められない。

7 目的外使用システム化関連の教育長の発言について

調査の結果得られた資料、当事者及び参考人らの証言からは、目的外使用のシステム化に関する教育長の校長会、教頭会、議会における具体的な発言内容は特定できない。当該案件について教育長と申出人との間で意見が対立したことは認められるが、各会議後に申出人が当該案件の業務から排除された事実までは認められないため、教育長の申出人に対するパワーハラスメントは認めら

れない。

8 式典開催情報の不伝達

教育長、関係者の聴取からは、式典開催情報を申出人に伝えないように教育長が指示をした事実は認められない。

9 人事異動、不祥事情報の不伝達

申出内容の人事異動、不祥事情報が申出人に不伝達であった事実が認められた。決裁をしなければならない人事、不祥事への対応についての情報が与えられないまま決裁を要求されることは、申出人の人事、不祥事対応業務が遂行できなくなることに直結するばかりでなく、情報を与えないことに業務上の必要性も相当性も認められない。

もつとも、教育長、参考人らの聴取からは、教育委員会内では、大半の人事異動、不祥事情報は、長年委員会内の教職資格保持者が在籍する部署でのみ情報が共有され、教職資格保持者が在籍しないいわゆる事務方（申出人が所属する教育総務課）には与えないという慣行が存在したことが認められ、教育長がことさら申出人に対しかかる情報を与えないように指示した事実は認められなかった。教育長は、情報共有しないままに決裁押印を求める慣行は必要性も相当性もないことを認め、本件申出後に当該慣行を改めるように指示を出したと供述した。

また、当該人事、不祥事情報の申出人への不伝達が、申出人を職場内で孤立させたか否かを検討すると、教育長、申出人が本件の地位に就く前から長年行われてきた取り扱いであるから、当該情報の不伝達をもって、教育長が申出人を職場内で孤立させ、申出人の就業環境を害したものとまでは認めることはできないため、教育長の申出人に対するパワーハラスメントがあったとは認められない。

10 教育関係団体との協定書締結

申出人が当該決裁について「事業内容を見直さなければ事業実施は不可」と

の意見を担当職員に伝えたにもかかわらず、当該決裁が完了したのであれば、協定書締結の決裁手続きに瑕疵が存在した可能性はある。

もつとも、教育長は申出人の意見を知らなかったと主張しており、他に証拠がないため教育長が申出人の意見を無視して当該決裁を完結させたか否か不明である。したがって、当該協定書締結の決裁手続きにおいて申出人の意見が反映されなかったことをもって、教育長の申出人に対するパワーハラメントが存在したと認めることはできない。

1.1 民間業者との面談

参考人らからの聴取等によると、外部の業者との面談に申出人が出席していたことは多くあり、教育長が申出人に声をかけるようにと指示していたこともあるとの意見があった。全ての外部業者との面談に申出人が同席する必要があるとは認められないため、当該業者との面談の際に申出人に声かけが無かった事実をもって、教育長のパワーハラメントを認めることはできない。

1.2 適応指導教室の拡充

適応指導教室の拡充を主に担当していた当時の教育センター長からの聴取等によると、適応教室をどの学校に設置するかについて、相当長期間をかけて検討したこと、教育総務課とも適切な場所が無いかということに関して樟風中学校に限らず情報収集を進めたり協力してもらっていたため、申出人に情報共有されていないとは認識していなかったことが認められる。よって、適応指導教室の設置に関する業務の情報を、教育長が申出人に対し提供しないように指示した事実は認めることができない。

1.3 仮設校舎賃貸借契約書における固定資産税負担にまつわる事務ミスの処理

契約締結前の契約書精査が不足したため、市の金銭的負担が増えた事実、教育長が申出人に対し、相手方と再度交渉するように指示した事実、市長、

副市長に説明するための資料の作り直しを指示した事実については当事者に争いが無い。ただし、資料の作り直しを指示した具体的な回数は不明である。

契約上発生する債務について、契約当事者間において契約書の内容どおりの金額から変更するように交渉すること自体は、不合理なこととは言えない。まして、申出人が述べたとおり、通常であれば仮設校舎の所有者である相手方が当該校舎の固定資産税を負担すべきであったのであるならば、教育長が一度の交渉であきらめずに再度交渉するように指示したことは合理性がない指示とはいえない。よって、教育長から申出人に対する当該指示によって申出人に過大な業務を負担させたと認めることはできない。

再度の交渉をしても市の金銭負担が減額できなかったことにより、教育委員会の事務的なミスによる市の負担増大について、教育長としては市長、副市長への詳しい説明がより必要となったことが推測される。複雑な事案についてわかりやすい説明をするために資料を修正すること自体は通常の指示といえ、教育長が申出人に対し、作り直しを指示したことは、教育長のパワーハラスメントであるとは認められない。

- 1 4 民間企業との協定締結、学校の夜間電話委託廃止、地域部活動の制度改正の中止、必要のない前泊への公費支出、専門職員との食事会
教育長から申出人への指示ではないため、パワーハラスメントに該当しない。

第4 意見

- 1 教育委員会の職員において、申出人が課長を務めていた教育総務課以外の各課の管理職は、概ね小学校若しくは中学校教諭の資格を持ち、実際に学校で教師の経験がある者で構成されている。他方、教育総務課は市の一般行政事務に携わってきた職員で構成され、いわゆる事務方としての役割を担っている。

教育長は教育委員会の事務を統括・執行する責任者であり、市の教育行政のトップとして重い職責を担うと共に、広範な裁量権を付与されている。

教育長が、学校現場における教員の働き方改革、児童、保護者の様々な利便性を向上させ、もって教員の負担を軽減するために、様々なシステムや設備を導入すること、さらには学校現場での改革を支えるために教育委員会内の事務分掌の見直しをして業務の効率化を図ろうとしたことは、児童、保護者、教職員全てに必要性有益性が存在する改革であろうことが理解されることである。

- 2 他方、教育委員会は教育の中立性、安定性確保のために市長から独立してその職責を果たす機関ではあるが、市の予算や市の管理する施設を使用してその業務を行う以上、当然に市の一般行政と様々な連携することが必要であり、特に、従前の手続きやシステムを変更するためには、教諭資格を持つ者だけでなく、市の様々な制度、手続きの成り立ち方や予算に関する様々な事務手続きに精通した事務方である教育総務課とも緊密なコミュニケーションを取るべき状況も多々存在することが推察される。

そして教育総務課は、教育長が示した改革の方針をできる限り実現させるべく、一般行政手続き、事務に精通する部署として尽力し支えるべき立場にあった。

- 3 教育委員会職員に対するアンケート、申出人及び参考人らの意見からは、教育長が熱心に様々な業務、既存のシステムを改革する方針であったところ、業務改革のさなかでは、どうしても事務方にストレスが与えられることは想定されることであるから、教育総務課の課長であった申出人が一定のストレスを抱えていたことは認められる。

本件においては、前記のとおり、教育長から申出人へのパワーハラスメントは認められなかったが、本件の全ての調査結果を総合勘案すると、教育委員会内では、学校現場を知る教諭資格者の部署と事務方の教育総務課との間の意見交換、情報共有を図るコミュニケーションが不足している状況にあったことが推察される。

- 4 したがって、教育委員会内において、今後の業務改革を円滑に進めるためにも、教育長と各部署間、及び各部署の間においても、お互いの職責に配慮しながら意見交換、情報共有などのコミュニケーションを更に図るべきである。

以上